

教育に関する勅語

朕チン惟オモフニ我ワ力カ皇祖コウソ皇宗ソウク國クニヲ肇ハジムルコト
宏遠コウエンニ徳トクヲ樹タツルコト深厚シンコウナリ我ワ力カ臣シン
民ミン克ヨク忠チュウニ克ヨク孝コウニ億兆オクテヨウ心ココロヲ一イツニシテ
世ヨ世ソ厥ソノ美ビヲ濟ナセルハ此コレ我ワ力カ國體コクタイノ
精華セイカニシテ教育キヨウイクノ淵源エンゲン亦實マタニ此ココニ存ソンス
爾ナン臣民シン父母フボニ孝コウニ兄弟ケイテイニ友ユウニ夫婦フウフ相和アイワ
シ朋友ホウユウ相信アイシンシ恭儉キョウケン己オノレヲ持ジシ博愛衆ハクアイシユウニ
及オヨホシ學ガクヲ修オサメ業ギヨウヲ習ナラヒ以チテ智能チノウヲ啓ケイ
發ハツシ徳器トクキヲ成就ジヨウジユシ進スシンテ公益コウエキヲ廣ヒロメ世務セイム
ヲ開ヒラキ常ツネニ國憲コクケンヲ重オモンジ國法コクホウニ遵シタガヒ一旦イツタン
緩急カンキユウアレハ義勇ギユウ公コウニ奉ホウジ以モツテ天壤テンジヨウ無窮ムキユウ
ノ皇運コウウンヲ扶翼フヨクスヘシ是カクノ如ゴトキハ獨ヒトリ朕チン
力カ忠良チュウリョウノ臣民シンミンタルノミナラス又以ズマタモツナシテ爾ナンジ
祖先ソセンノ遺風イフウヲ顕彰ケンシヨウスルニ足タラン
斯コノ道ミチハ實ジツニ我ワ力カ皇祖コウソ皇宗ソウクノ遺訓イクンニシ
テ子孫シソン臣民シンミンノ俱トモニ遵守ジユンシユスヘキ所トコロ之コレヲ古コ
今コンニ通ツウシテ謬アヤマラス之ズヲ中チュウ外ウガイニ施ホドコシテ悖モト
ラズ朕チン爾ナンジ臣民シント俱トモニ拳拳ケンケン服膺フクヨウシテ咸ミナソノ
徳トクヲ一イツニセンコトヲ庶幾コイネガフ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

私は、私達の祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実現をめざして、日本の国をおはじめになったものと信じます。そして、国民は忠孝両全の道を全うして、全国民が心を合わせて努力した結果、今日に至るまで、見事な成果をあげて参りましたことは、もとより日本のすぐれた国柄の賜物といわねばなりません。私は教育の根本もまた、道義立国の達成にあると信じます。

国民の皆さんは、子は親に孝養を尽くし、兄弟・姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は仲睦まじく助け合い、友人は胸襟を開いて信じ合い、そして自分の言動を慎み、全ての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、さらに進んで、社会公共のために貢献し、また、法律や、秩序を守ることは勿論のこと、非常事態の発生の場合は、真心を捧げて、国の平和と安全に奉仕しなければなりません。そして、これらのことは、善良な国民としての当然の努めであるばかりでなく、また、私達の祖先が、今日まで身をもって示し残された伝統的美風を、さらにいつそう明らかにすることでもあります。

このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として、私達子孫の守らなければならないところであると共に、この教えは、昔も今も変わらぬ正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国で行っても、間違いのない道でありますから、私もまた国民の皆さんと共に、祖父の教えを胸に抱いて、立派な日本人となるように、心から念願するものであります。

〔国民道徳協会訳文による〕

知育とともに徳育を！

教育勅語を読み直してみませんか

渙発百二十周年記念

教育勅語